

現行法令における院内感染に係る規定

医療法		
法令	内容	関係政省令
法第1条の2 第1項	〔医療の基本理念〕医療は、良質かつ適切なものでなければならないことを規定。	
法第1条の3 第1項	〔医療の基本理念〕国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を提供する体制が確保されるよう努めなければならないことを規定。	
法第1条の4 第1項	〔医療の基本理念〕医師等の医療の担い手は、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を提供する体制が確保されるよう努めなければならないことを規定。	
法第15条第1 項	〔管理者の監督義務〕病院等の管理者は、その病院等に勤務する医師等の従業者を監督し、必要な注意をしなければならないことを規定。	
法第20条	〔病院等の清潔保持等〕病院等は、清潔を保持すべきであることを規定。	
法第23条第1 項	〔省令への委任〕病院等の構造設備について、衛生上の必要な基準を厚生労働省令で定めることを規定。	規則第16条
法第24条	〔施設の使用制限命令等〕都道府県知事は、病院等が清潔を欠くときや、第23条第1項等に違反するときに、その開設者に対し、施設の使用制限・禁止・修繕等を命じることができることを規定。（特定機能病院については、厚生労働大臣）	施行令第4 条の4
法第25条	〔報告の徴取及び立入検査〕都道府県知事等は、病院等の開設者又は管理者に対し必要な報告を命じることができること、診療録等の物件の提出を命じることができること、当該職員に立入検査をさせることができることを規定。（特定機能病院については、厚生労働大臣）	
法第26条	〔医療監視員〕厚生労働大臣、都道府県知事等は、第25条第1項及び第3項に規定する立入検査を行わせるため、当該職員のうちから医療監視員を命ずることを規定。	
法第27条	〔病院等の使用制限〕都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、病院等の施設を使用できないことを規定。	
法第28条	〔管理者の変更命令〕都道府県知事は、病院等の管理者が、管理をなすのに適さないと認めるときには、開設者に対して管理者の変更を命ずることができることを規定。	

法第 29 条	〔病院等の開設許可の取消等〕 都道府県知事は、第 24 条に違反するとき等に、病院等の開設許可を取り消し、又は閉鎖を命ずることができることを規定。(特定機能病院については、厚生労働大臣)	
---------	---	--

感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

法令	内容	関係政省令
法第 5 条第 2 項	〔医師等の責務〕 病院、診療所、老人福祉施設等の開設者及び管理者に、施設内の感染症の発生・まん延を防止する努力義務を規定。	
法第 12 条	〔医師の届出〕 感染症の患者を診断した医師に、保健所長を経由して都道府県知事への届出義務を規定。	規則第 3 条 規則第 4 条
法第 15 条	〔感染症の発生の状況、動向及び原因の調査〕 都道府県知事に積極的疫学調査を行う権限があることを規定。	規則第 8 条 規則第 9 条
法第 16 条	〔情報の公表〕 感染症に関する情報を積極的に収集、分析し、感染症の予防のための情報を積極的に公表することを規定。	
法第 18 条第 2 項	〔就業制限〕 感染症の患者及び無症状病原体保有者に対し、感染症をまん延させるおそれがある業務への従事を禁じる規定。	規則第 11 条
法第 27 条	〔感染症の病原体に汚染された場所の消毒〕 病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、その場所の管理者等に消毒を命じることができることを規定。	規則第 14 条

結核予防法

法令	内容	関係政省令
法第 22 条	〔医師の行う届出〕 結核患者を診断した医師に、保健所長への届出義務を規定。	規則第 13 条
法第 28 条	〔従業禁止〕 結核を伝染させるおそれがある患者に対し、結核を伝染させるおそれがある業務への従事を禁じる規定。	規則第 18 条
法第 30 条	〔家屋の消毒等〕 結核を伝染させるおそれがある場所等について、その場所の管理者等に消毒等の措置を命じることができることを規定。	規則第 19 条

医療法施行令

法令	内容
施行令第4条の4	開設者に対し、施設の使用制限・禁止・修繕等を命じた保健所設置市の市長等は、都道府県知事に通知しなければならない。

医療法施行規則

法令	内容
規則第16条第1項第5号	機械換気設備は、感染症病室、結核病室等の空気が、病院等の他の部分へ流入しないようにすることを規定。
規則第16条第1項第7号	感染症病室及び結核病室には、病院等の他の部分及び外部に対してしゃ断等の必要な方法を講ずることを規定。
規則第16条第1項第12号	感染症病室又は結核病室を有する病院等に必要な消毒設備を設けることを規定。
規則第16条第1項第12号	感染症病室又は結核病室を有する病院等に必要な消毒設備を設けることを規定。

感染症法施行規則

法令	内容
規則第3条	〔医師の届出〕法第12条第1項に規定する、厚生労働省令で定める場合を、既に診断した患者及び当該感染症について届出がなされていることを知っている場合と規定。
規則第4条	〔医師の届出〕法第12条第1項の規定により医師が届け出なければならない事項を規定。
規則第8条	〔感染症の発生の状況、動向及び原因の調査〕法第15条第3項に規定する身分を示す証明書の様式を規定。
規則第9条	〔感染症の発生の状況、動向及び原因の調査〕法第15条第4項に規定する報告は、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものとするを規定。
規則第11条	〔就業制限〕法第18条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項を規定。
規則第14条	〔消毒の方法〕法第27条第1項及び第2項に規定する消毒の基準等を規定。。

結核予防法施行規則

法令	内容
規則第 13 条	〔医師の届出事項〕法第 22 条第 1 項に規定により医師が届け出なければならない事項を規定。
規則第 18 条	〔従業禁止業務〕法第 28 条第 1 項に規定する従事を禁止する業務を規定。 (第 5 号に保健婦、助産婦、看護婦等の医療関係業務を規定。)
規則第 19 条	〔消毒の方法〕法第 30 条に規定する消毒の方法を規定。